

中華人民共和国中外合弁経営企業法実施条例

(1983年9月20日に国務院より公布されたが、1986年1月15日付けの国務院の『中華人民共和国中外合弁経営企業法実施条例』第百条に関する改正』により第1回改正、1987年12月21日付けの『中華人民共和国中外合弁経営企業法実施条例』第八十条第三項の改正に関する国務院の通知』により第2回改正、2001年7月22日付けの『中華人民共和国中外合弁経営企業法実施条例』の改正に関する国務院の決定』により第3回改正、2011年1月8日付けの「一部の行政法規の廃止と改正に関する国務院の決定」により第4回改正、2014年2月19日付けの「一部の行政法規の廃止と改正に関する国務院の決定」により第5回改正をそれぞれ実施した。)

第一章 総則

第一条 「中華人民共和国中外合弁経営企業法」(以下、「中外合弁経営企業法」という)の順調な実施を図るため、本条例を制定する。

第二条 「中外合弁経営企業法」により中国国内での設立を許可された中外合弁経営企業(以下、「合弁企業」という)は中国の法人であり、中国の法律により管轄・保護される。

第三条 中国国内に設立される合弁企業は、中国経済の発展と科学技術水準の向上を促進し、社会主義的現代化の建設に寄与できるものでなければならない。

国が合弁経営企業の設立を奨励、許可、制限或いは禁止する業種については、国の外商投資方向の指導規定及び外商投資産業指導目録に従って執行する。

第四条 設立を申請する合弁企業が次の状況のいずれかに該当する場合は、許可されない。

(一) 中国の主権を損なう場合。

(二) 中国の法律に違反する場合。

(三) 中国の国民経済発展の要請に合致しない場合。

(四) 環境汚染をもたらす場合。

(五) 締結された協議書、契約書、定款が明らかに不公平で、合弁当事者の一方の権益を損なう場合。

第五条 中国の法律・法規及び合弁企業の協議書、契約書、定款に定める範囲内で、合弁企業は自主的に経営管理を行う権利を有する。各関係部門はこれを支持・援助しなければならない。

第二章 設立と登記

第六条 中国国内での合弁企業の設立は、中華人民共和国対外貿易経済合作部(以下、「対外貿易経済合作部」という)の審査許可を受けなければならない。許可された後、対外貿易経済合作部は批准証書を発行する。

以下の条件を備える場合、国務院は省、自治区、直轄市の人民政府又は国務院の関係部門に審査・許可の権限を与える。

(一) 投資総額が国務院の定める投資審査許可権限内であり、中国側合弁当事者の資金の出所が既に確認されている場合。

(二) 国による原材料追加調達が必要がなく、燃料、動力、交通輸送、対外貿易輸出割当などに関する全国バランスに影響しない場合。

前項に従って設立を許可された合弁企業は、対外貿易経済合作部に報告し届け出なければならない。

対外貿易経済合作部と国務院により権利を与えられた省、自治区、直轄市の人民政府又は国務院の関係部門は、以下、審査許可機関と総称する。

第七条 合弁企業の設立を申請するにあたり、中外合弁当事者は共同で審査許可機関に次の文書を提出する。

(一) 合弁企業設立の申請書。

(二) 合弁の各当事者が共同で作成したフィージビリティ・スタディ報告書。

(三) 合弁の各当事者の授権代表が署名した合弁企業の協議書、契約書及び定款。

(四) 合弁の各当事者が任命した合弁企業の董事長、副董事長、董事の候補者名簿。

(五) 審査許可機関の定めるその他の文書。

前項の文書は中国語で作成しなければならない。そのうち第(二)、(三)、(四)号の文書は同時に合弁の各当事者が取り決めた外国語で作成することができる。2種類の文字で作成された文書は同等の効力を有する。

審査許可機関は提出された文書に不適切な箇所を発見した場合、期限付きの修正を求めなければならない。

第八条 審査許可機関は本条例第七条に定める全ての文書を受け取った日から3ヶ月以内に許可又は不許可を決定する。

第九条 申請者は批准証書を受領した日から1ヶ月以内に、国の関連規定に従い、工商行政管理機関(以下、「登記管理機関」という)で登記手続を行わなければならない。合弁企業の営業許可書が交付された日付を当該合弁企業の設立日とする。

第十条 本条例にいう合弁企業の協議書とは、合弁の各当事者が合弁企業の設立に関するいくつかの要点及び原則について合意して締結した文書をいう。合弁企業の契約とは、合弁の各当事者が合弁企業の設立のために相互の権利・義務関係について合意して締結した文書をいう。合弁企業の定款とは、合弁企業の契約に定める原則に従い、合弁の各当事者の合意を経て、合弁企業の目的、組織原則及び経営管理方法などの事項を定める文書をいう。

合弁企業の協議書と合弁企業の契約が抵触する場合は、合弁企業の契約に準拠する。

合弁の各当事者の同意を経て、合弁企業の協議書を締結せずに、合弁企業の契約書、定款のみを締結することもできる。

第十一条 合弁企業の契約には、次のような主要内容が含まなければならない。

(一) 合弁の各当事者の名称、登記国、法定住所と法定代表者の氏名、職務、国籍。

(二) 合弁企業の名称、法定住所、目的、経営範囲及び規模。

(三) 合弁企業の投資総額、登録資本、合弁の各当事者の出資額、出資比率、出資

方式、出資の払込期間及び出資額の未払、持分譲渡に関する規定。

(四) 合弁の各当事者の利益分配及び損失分担の比率。

(五) 合弁企業董事会の構成、董事定員枠の配分及び総経理、副総経理その他の高級管理職の職責、権限、招聘方法。

(六) 採用する主な生産設備、生産技術及びその調達先。

(七) 原材料購買と製品販売の方式。

(八) 財務、会計、監査の処理原則。

(九) 労務管理、賃金、福利、労働保険などの事項に関する規定。

(十) 合弁企業の期間、解散及び清算手続。

(十一) 契約違反の責任。

(十二) 合弁の各当事者間の紛争の解決方式と手続。

(十三) 契約の作成に採用する文字と契約発効の条件。

合弁企業の契約の添付書類は、合弁企業の契約と同等の効力を有する。

第十二条 合弁企業の契約の締結、効力、解釈、執行及びその紛争の解決は、全て中国の法律を適用しなければならない。

第十三条 合弁企業の定款には、次のような主要内容が含まなければならない。

(一) 合弁企業の名称及び法定住所。

(二) 合弁企業の目的、経営範囲及び合弁期間。

(三) 合弁の各当事者の名称、登記国、法定住所、法定代表者の氏名、職務、国籍。

(四) 合弁企業の投資総額、登録資本、合弁の各当事者の出資額、出資比率、出資方式、出資の払込期間、持分譲渡に関する規定、利益分配及び損失分担の比率。

(五) 董事会の構成、職権及び議事規則、董事の任期、董事長、副董事長の職責。

(六) 管理機構の配置、事務規則、総経理、副総経理その他の高級管理職の職責と任免方法。

(七) 財務、会計、監査制度の原則。

(八) 解散と清算。

(九) 定款の改正手続。

第十四条 合弁企業の協議書、契約書及び定款は、審査許可機関の許可を受けた後に発効する。その改正の際も同様とする。

第十五条 審査許可機関と登記管理機関は、合弁企業の契約書、定款の執行に対して監督・検査の責任を負う。

第三章 組織形態と登録資本

第十六条 合弁企業は有限責任会社とする。

合弁の各当事者の合弁企業に対する責任は、各自が引き受けた出資額を限度とする。

第十七条 合弁企業の投資総額(企業借入を含む)とは、合弁企業の契約書、定款に定める生産規模に基づいて投入する必要がある基本建設資金と生産運転資金の総和をいう。

第十八条 合弁企業の登録資本とは、合弁企業設立のために登記管理機関に登録し

た資本総額をいい、合弁の各当事者が引き受けた出資額の和でなければならない。

合弁企業の登録資本は一般的に人民元で表記しなければならないが、合弁の各当事者が約定した外貨で表記することもできる。

第十九条 合弁企業は合弁期間中にその登録資本を減少させてはならない。投資総額や生産・経営規模などに変化が生じたため、確かに減少が必要な場合は、審査許可機関の許可を受けなければならない。

第二十条 合弁当事者の一方はその持分の全部又は一部を第三者に譲渡する場合、合弁当事者の他方の同意を得て、かつ審査許可機関に報告し許可を受け、登記管理機関で登記変更手続を行わなければならない。

合弁当事者の一方がその持分の全部又は一部を譲渡する場合、合弁当事者の他方は優先購入権を有する。

合弁当事者の一方が持分を第三者に譲渡する条件は、合弁当事者の他方に譲渡する条件より優遇してはならない。

上記規定に違反した場合、その譲渡は無効となる。

第二十一条 合弁企業の登録資本の増加、減少は、董事会会議で可決された上で、審査許可機関に報告し許可を受け、登記管理機関で登記変更手続を行わなければならない。

第四章 出資方式

第二十二条 合弁当事者は通貨で出資してもよければ、建築物、工場建屋、機械設備その他の資材、工業所有権、ノウハウ、土地使用権等を評価して出資してもよい。建築物、工場建屋、機械設備その他の資材、工業所有権、ノウハウを出資に充てる場合、その評価は合弁の各当事者が公平・合理的原則に従って協議・決定し、又は合弁の各当事者が同意した第三者を招請して評価・決定させる。

第二十三条 外国側合弁当事者が出資する外貨は、払込当日に中国人民銀行が発表した基準為替レートで人民元に換算し、又はクロスレートを使って約定した外貨に換算する。

中国側合弁当事者が出資する人民元の現金を外貨に換算する必要がある場合、払込当日に中国人民銀行が発表した基準為替レートで換算する。

第二十四条 外国側合弁当事者が出資に充てた機械設備その他の資材は、合弁企業の生産に不可欠なものでなければならない。

前項にいう機械設備その他の資材の評価額は、同種の機械設備その他の資材のその時点での国際市場価格を上回ってはならない。

第二十五条 外国側合弁当事者が出資に充てた工業所有権又はノウハウは、次の条件のいずれかに該当しなければならない。

(一) 在来製品の性能、品質を著しく改善し、生産能率を高めることができること。

(二) 原材料、燃料、動力を大幅に節約することができること。

第二十六条 外国側合弁当事者は工業所有権又はノウハウを出資に充てた場合、合弁契約の添付書類として、特許証書又は商標登録証書の副本、有効性及びその技術的

特性、実用価値、評価額の計算根拠、中国側合弁当事者と締結した評価協議書などの関係書類を含む当該工業所有権又はノウハウの関係資料を提出しなければならない。

第二十七条 外国側合弁当事者が出資に充てた機械設備その他の資材、工業所有権又はノウハウは、審査許可機関に報告し許可を受けなければならない。

第二十八条 合弁の各当事者は契約に定める期間内に各自の出資額の払込を完了しなければならない。期間を過ぎても払い込んでいない、又は全額を払い込んでいない場合は、契約の規定によって延滞利子を支払い、又は損害を賠償しなければならない。

第二十九条 合弁の各当事者が出資額を払い込んだ後、中国の公認会計士がこれを検証し、出資検証報告書を発行した後、合弁企業がこれをもって出資証明書を発行しなければならない。出資証明書には、合弁企業の名称、合弁企業の設立年月日、合弁当事者の名称（又は氏名）及びその出資額、出資年月日、出資証明書の発行年月日を明記しなければならない。

第五章 董事会と経営管理機構

第三十条 董事会は合弁企業の最高権力機関であり、合弁企業の全ての重大問題を決定する。

第三十一条 董事会の構成員は、3名を下回ってはならない。董事会の定員枠の配分は、合弁の各当事者が出資比率を参考にしながら協議して決定する。

董事の任期は4年とし、合弁の各当事者が引き続き任命した場合、再任できる。

第三十二条 董事会会議は毎年少なくとも1回開催され、董事長が招集、主宰する。董事長が招集できない場合、董事長は副董事長若しくはその他の董事に董事会会議の招集、主宰を委任する。3分の1以上の董事の提案により、董事長は董事会の臨時会議を開催することができる。

董事会会議は、3分の2以上の董事が出席しなければ開催できない。董事が出席できない場合、委任状を発行して他人に出席と表決を代行させることができる。

董事会は一般的に、合弁企業の法定住所で開催しなければならない。

第三十三条 次の事項は、董事会に出席した董事の全員一致で可決しなければ決議できない。

- (一) 合弁企業の定款の改正。
- (二) 合弁企業の中止、解散。
- (三) 合弁企業の登録資本の増加、減少。
- (四) 合弁企業の合併、分離。

その他の事項は、合弁企業の定款に明記された議事規則に基づいて決議することができる。

第三十四条 董事長は合弁企業の法定代表者である。董事長が職責を果たせない場合、副董事長若しくはその他の董事に合弁企業を代表する権限を与えなければならない。

第三十五条 合弁企業は経営管理機構を設け、企業の日常経営管理を担当させる。

経営管理機構には総経理1名、副総経理若干名を置く。副総経理は総経理を補佐する。

第三十六条 総経理は董事会の諸決議を執行し、合弁企業の日常経営管理事務を組織し指導する。董事会の授權範囲内で、総経理は対外的に合弁企業を代表し、対内的に部下を任免し、董事会から与えられたその他の職権を行使する。

第三十七条 総経理、副総経理は合弁企業の董事会が招聘し、中国公民が担当してもよければ、外国公民が担当してもよい。

董事会の招聘を経て、董事長、副董事長、董事は合弁企業の総経理、副総経理その他の高級管理職を兼任することができる。

総経理は重要問題を処理するにあたり、副総経理と協議しなければならない。

総経理又は副総経理は、他の経済組織の総経理又は副総経理を兼任してはならず、他の経済組織による自企業への商業的競争に参加してはならない。

第三十八条 総経理、副総経理その他の高級管理職に私利による不正行為又は重大な職責失当行為があった場合は、董事会の決議によって随時解任することができる。

第三十九条 合弁企業は国外及び香港・マカオ地域に分支機構（販売機構を含む）を設立する必要がある場合、対外貿易経済合作部に報告し許可を受けなければならない。

第六章 技術導入

第四十条 本条例にいう技術導入とは、合弁企業が技術移転の方式により、第三者又は合弁当事者から必要な技術を取得することをいう。

第四十一条 合弁企業が導入する技術は使用に適する、先進的なものであって、自社製品が国内で著しい社会的経済効果を有し、又は国際市場で競争力を有するものになることを可能にするものでなければならない。

第四十二条 技術移転協議書を締結するにあたり、合弁企業が独立して経営管理を行う権利を守るとともに、本条例第二十六条の規定を準用して、関係資料の提供を技術譲渡側に求めなければならない。

第四十三条 合弁企業が締結した技術移転協議書は、審査許可機関に報告し許可を受けなければならない。

技術移転協議書は次の規定に合致していなければならない。

(一) 技術使用料が公平かつ合理的なものでなければならない。

(二) 双方に別途協議がある場合を除き、技術譲渡側は技術譲受側に対しその製品の輸出地域・数量・価格を制限してはならない。

(三) 技術移転協議書の期間は一般的に10年を超えない。

(四) 技術移転協議書の期間満了後も、技術譲受側は当該技術を引き続き使用する権利を有する。

(五) 技術移転協議書を締結した双方は、改善技術を相互交換する条件が対等的なものでなければならない。

(六) 技術譲受側は、自ら適切と認める調達先から必要な機械設備、部品と原材料を購入する権利を有する。

(七) 中国の法律、法規に禁止される不合理な制限的条項が含まれてはならない。

第七章 土地使用权及びその費用

第四十四条 合弁企業は土地使用にあたり、土地節約の原則を徹底しなければならない。必要な土地は、合弁企業が所在地の市（県）レベルの土地主管部門に申請し、審査許可を受けた後、契約の締結により土地使用权を取得しなければならない。契約には、土地の面積、場所、用途、契約期間、土地使用权の費用（以下、「土地使用料」という）、双方の権利と義務、契約違反の罰則などを明記しなければならない。

第四十五条 合弁企業が必要とする土地の使用权を、すでに中国側合弁当事者が有している場合、中国側合弁当事者はそれを合弁企業に対する出資に充てることができる。その評価額は同種の土地使用权を取得するために納付すべき使用料と同一でなければならない。

第四十六条 土地使用料基準は、当該土地の用途、地理環境条件、土地収用・立ち退き費用及びインフラ設備に対する合弁企業の要求などの要素に基づき、所在地の省、自治区、直轄市の人民政府が定め、対外貿易経済合作部と国の土地主管部門に届け出なければならない。

第四十七条 農業、牧畜業に従事する合弁企業は、所在地の省、自治区、直轄市の人民政府の同意を経て、合弁企業の営業収入の百分率によって所在地の土地主管部門に土地使用料を納付することができる。

経済の発達していない地域で開発事業に従事する場合、土地使用料について、所在地人民政府の同意を経て、特別優遇を与えることができる。

第四十八条 土地使用料は土地を使用し始めてから5年以内は調整しない。その後経済の発展、需給状況の変化及び地理環境条件の変化に伴って調整が必要となる場合、調整の間隔期間は3年を下回ってはならない。

土地使用料は中国側合弁当事者の出資に充てた場合、当該契約期間内に調整してはならない。

第四十九条 合弁企業が本条例第四十四条によって取得した土地使用权について、その土地使用料は契約に定めた土地使用期間に従って、開始時から年度ごとに納付しなければならない。第1暦年の土地使用期間が半年を超えた場合は半年として計算し、半年に満たない場合は免除する。契約期間内に、土地使用料が調整された場合、調整のあった年度から新しい費用基準で納付しなければならない。

第五十条 合弁企業は本章の規定によって土地使用权を取得する以外に、国の関係規定に従って土地使用权を取得することもできる。

第八章 購買と販売

第五十一条 合弁企業が必要とする機械設備、原材料、燃料、付属品、輸送手段及び事務用品など（以下、「物資」という）について、中国で購入するか外国から購入するかを自ら決定する権利を有する。

第五十二条 合弁企業が中国で購入する必要のある事務・生活用品は、制限を受けず、必要量に応じて購入することができる。

第五十三条 中国政府は、合弁企業がその製品を国際市場に向けて販売することを奨励する。

第五十四条 合弁企業はその製品を自ら輸出する権限を有し、外国側合弁当事者の販売機構又は中国の対外貿易会社に代理販売又は取次販売を委託することもできる。

第五十五条 合弁企業が合弁契約に定めた経営範囲内において、自企業の生産に必要な機械設備、部品・付属品、原材料、燃料を輸入するにあたり、国が輸入許可証を受領しなければならないと定めているものは、毎年1回計画を作成し、半年に1回申請・受領する。外国側合弁当事者が出資に充てた機械設備その他の資材は、審査許可機関の許可書類をもって直接輸入許可証手続を行って輸入することができる。合弁契約に定めた範囲を超えて物資を輸入するにあたり、国が輸入許可証を受領しなければならないと定めているものは、別途申請・受領しなければならない。

合弁企業が生産した製品は、自主的に輸出することができるが、国が輸出許可証を受領しなければならないと定めているものは、合弁企業は自企業の年度輸出計画に従って半年に1回申請・受領する。

第五十六条 合弁企業が国内で購入する物資の価格及び水道、電気、ガス、熱、貨物輸送、労務、工事設計、コンサルティング、広告などのサービスに支払う料金は、国内の他の企業と同等の待遇を享受する。

第五十七条 合弁企業と中国の他の経済組織との経済取引は、関係法律の規定及び双方が締結した契約に従って経済的責任を負い、契約紛争を解決する。

第五十八条 合弁企業は「中華人民共和国統計法」及び中国での外資利用に関する統計制度の規定によって、統計資料を提供し、統計報告書を提出しなければならない。

第九章 税務

第五十九条 合弁企業は、中華人民共和国の関係法律の規定に従って各種の税金を納付しなければならない。

第六十条 合弁企業の従業員は、「中華人民共和国個人所得税法」に従って個人所得税を納付しなければならない。

第六十一条 合弁企業は次のような物資を輸入する場合、中国の税法の関係規定に従って減税、免税される。

(一) 契約の規定に従って外国側合弁当事者の出資に充てる機械設備、部品、その他の資材（その他の資材とは、合弁企業の工場（作業場）建設及び機械の据え付け、固定に必要な材料をいう。以下同じ）。

(二) 合弁企業が投資総額内の資金で輸入した機械設備、部品、その他の資材。

(三) 審査許可機関の許可を受けて、合弁企業が増資して輸入した、国内で生産・供給を保証できない機械設備、部品、その他の資材。

(四) 合弁企業が輸出製品の生産のために、外国から輸入した原材料、補助材料、素子、部品、包装資材。

上記減税、免税輸入物資は、許可を受けて中国国内で転売され又は中国国内で販売する製品に転用された場合、規定通りに税金を納付又は追納しなければならない。

第六十二条 合弁企業が生産する輸出製品は、国が輸出を制限しているものを除き、中国の税法の関係規定に従って減税、免税又は戻し税が行われる。

第十章 外貨管理

第六十三条 合弁企業の外貨に関する事項は、全て「中華人民共和国外貨管理条例」及び関係管理弁法の規定に従って行う。

第六十四条 合弁企業は営業許可書をもって、国内の銀行に外貨口座と人民元口座を開設し、口座開設銀行が受け取り・支払いを監督する。

第六十五条 合弁企業は国外又は香港・マカオの銀行に外貨口座を開設する場合、国家外貨管理局又は同分局の許可を受け、かつ国家外貨管理局又は同分局に受け取り・支払い状況を報告し、銀行取引明細書を提出しなければならない。

第六十六条 合弁企業が国外又は香港・マカオに設立した分支機構の年度貸借対照表と年度損益計算書は、合弁企業を通じて国家外貨管理局又は同分局に提出しなければならない。

第六十七条 合弁企業は経營業務の必要に応じて、国内の金融機関に外貨貸し付けと人民元貸し付けを申請することができる他、国の関係規定に従って国外又は香港・マカオの銀行から外貨資金を借り入れることもできるが、国家外貨管理局又は同分局に登録又は届け出を行わなければならない。

第六十八条 合弁企業の外国籍従業員及び香港・マカオの従業員の賃金及びその他の正当な収益は、法により納税した後、中国国内で使用した経費を差し引き、残りの部分を国の関係規定に従って外貨を購入して送金することができる。

第十一章 財務と会計

第六十九条 合弁企業の財務と会計制度は、中国の関係法律、財務会計制度の規定に従い、合弁企業の実情を踏まえて制定し、かつ現地の財政部門、税務機関に報告し届け出なければならない。

第七十条 合弁企業には総会計士を設置する。総会計士は総経理を補佐して、企業の財務会計を担当する。必要な場合、副総会計士を設置することもできる。

第七十一条 合弁企業には監査士を設置する（小企業の場合、設置しなくてもよい）。監査士は合弁企業の財務収支と会計勘定を審査、検査し、董事会、総経理に報告することを担当する。

第七十二条 合弁企業の会計年度は暦年制を採用し、西暦1月1日から12月31日までを1会計年度とする。

第七十三条 合弁企業の会計は国際的に通用する発生主義と貸借記帳法を採用して記帳する。私製の証憑、帳簿、報告書は全て中国語で作成しなければならないが、合弁の各当事者が取り決めた外国語で同時に作成することもできる。

第七十四条 合弁企業は原則として人民元を記帳の本位貨幣とするが、合弁の各当事者の協議を経て、ある外国通貨を記帳の本位貨幣とすることもできる。

第七十五条 合弁企業の勘定は、記帳の本位貨幣によって記録する以外に、現金、銀行預金、その他の貨幣費目及び債権・債務、収益、費用などが記帳の本位貨幣と一致しない場合、さらに実際の受け払い通貨によって記帳しなければならない。

外国通貨を記帳の本位貨幣とする合弁企業は、その作成した財務会計報告書を人民元に換算しなければならない。

為替レートの変動で生じた記帳の本位貨幣への換算による差額は、為替差損益として帳簿にのせる。為替レートが変動した場合、外貨関連諸勘定の帳簿残高は年度末決算の時に、中国の関係法律及び財務会計制度の規定に従って会計処理を行わなければならない。

第七十六条 合弁企業が「中華人民共和国企業所得税法」に従って所得税を納付した後の利益分配の原則は、次の通りである。

(一) 予備基金、従業員賞与及び福利基金、企業発展基金を積み立てる。積立比率は、董事会が決める。

(二) 予備基金は合弁企業の損失補填に用いる他、審査許可機関の許可を受けて、自企業の増資、生産拡大に用いることもできる。

(三) 本条第(一)号の規定に従って3つの基金を積み立てた後の可分配利益について、董事会が分配を決めた場合、合弁の各当事者の出資比率に応じて分配しなければならない。

第七十七条 過年度の損失が補填されるまでは、利益を分配してはならない。過年度の未分配利益は、当年度の利益分配に組み入れることができる。

第七十八条 合弁企業は、合弁の各当事者、現地の税務機関及び財政部門に四半期及び年度の会計報告書を提出しなければならない。

第七十九条 合弁企業の次のような書類、証明書、報告書は、中国の公認会計士による検証と証明書発行を経てはじめて有効となる。

(一) 合弁の各当事者の出資証明書(資材、土地使用権、工業所有権、ノウハウを出資に充てた場合、合弁の各当事者が署名し承認した財産評価目録及びその協議書類が含まなければならない)。

(二) 合弁企業の年度会計報告書。

(三) 合弁企業清算の会計報告書。

第十二章 従業員

第八十条 合弁企業の従業員の募集、採用、解雇、辞職、賃金、福利、労働保険、労働保護、労働規律などの事項は、国の労働及び社会保障の関係規定に従う。

第八十一条 合弁企業は、従業員が生産、管理技能面において現代的企業の要請に適應できるように、従業員の業務、技術訓練を強化し、厳格な考課制度を確立しなければならない。

第八十二条 合弁企業の賃金、賞与制度は「労働に応じて分配し、多く働けば多く

得られる」という原則に合致しなければならない。

第八十三条 正・副の総経理、正・副の技師長、正・副の総会計士、監査士などの高級管理職の賃金待遇は、董事会が決定する。

第十三章 労働組合

第八十四条 合弁企業の従業員は、「中華人民共和国労働組合法」及び「中国労働組合規約」の規定に従って基層労働組合組織を設立し、労働組合活動を行う権利を有する。

第八十五条 合弁企業の労働組合は、従業員の利益の代表者であり、従業員を代表して合弁企業と労働契約を締結し、かつ契約の執行を監督する権利を有する。

第八十六条 合弁企業の労働組合の基本的任務は、法により従業員の民主的権利と物質的利益を守ること、合弁企業の福利、賞与基金の手配と合理的な使用に協力すること、従業員の政治、科学、技術及び業務知識の学習活動を組織し、文芸、体育活動を展開すること、労働規律を守り、企業の各経済的任務の達成に努めるよう従業員を教育することである。

第八十七条 合弁企業の董事会会議が合弁企業の発展計画、生産経営活動などの重大事項を討議する際に、労働組合の代表は会議に列席し、従業員の意見と要求を反映する権利を有する。

董事会会議が従業員の賞罰、賃金制度、生活福利、労働保護・保険などに関する問題を検討し決定する際に、労働組合の代表は会議に列席する権利を有する。董事会は労働組合の意見を聴取し、労働組合の協力を得なければならない。

第八十八条 合弁企業は、自企業の労働組合の活動を積極的に支持しなければならない。合弁企業は、「中華人民共和国労働組合法」の規定に従って、労働組合組織に事務、会議、従業員の集団福利・文化・体育事業に使用するための必要な建物と設備を提供しなければならない。合弁企業は毎月、従業員の実際の賃金総額の2%を労働組合の経費として支給し、自企業の労働組合は中華全国総工会の定めた労働組合経費管理に関する弁法に従ってこれを使用する。

第十四章 期間、解散及び清算

第八十九条 合弁企業の合弁期間は、「中外合弁経営企業合弁期間の暫定規定」に従う。

第九十条 合弁企業は、次のような状況がある場合、解散する。

- (一) 合弁期間が満了した場合。
- (二) 企業に重大な損失が生じ、経営を継続できない場合。
- (三) 合弁当事者の一方が合弁企業の協議書、契約書、定款に定める義務を履行せず、企業が経営を継続できなくなった場合。
- (四) 天災、戦争などの不可抗力により重大な損害を被り、経営を継続できない場合。

(五) 合弁企業がその経営目的を達成しておらず、発展の見通しもない場合。

(六) 合弁企業の契約書、定款に定めるその他の解散事由が生じた場合。

前項の第(二)、(四)、(五)、(六)号の事情が生じた場合、董事会が解散申請書を提出し、審査許可機関に報告し許可を受ける。第(三)号の事情が生じた場合、契約を履行した一方の当事者が申請を行い、審査許可機関に報告し許可を受ける。

本条第一項第(三)号の事情が生じた場合、合弁企業の協議書、契約書、定款に定める義務を履行しなかった当事者は、これによる合弁企業への損害に対して賠償責任を負わなければならない。

第九十一条 合弁企業は解散を宣言するにあたって、清算を行わなければならない。合弁企業は法により清算委員会を設立し、清算委員会に清算業務を担当させなければならない。

第九十二条 清算委員会の構成員は、一般的に合弁企業の董事から選任しなければならない。董事は清算委員会の構成員を担当できない、又は担当することが適当でない場合、合弁企業は中国の公認会計士、弁護士を招聘して担当させることができる。審査許可機関は必要と認める場合、スタッフを派遣して監督させることができる。

清算費用及び清算委員会構成員の労働報酬は合弁企業の現財産の中から優先的に支払わなければならない。

第九十三条 清算委員会の任務は、合弁企業の財産、債権、債務を全面的に精査し、貸借対照表と財産目録を作成し、財産評価と計算根拠を提出し、清算の案を作成し、董事会会議で採択された後に執行することである。

清算期間中、清算委員会は当該合弁企業を代表して提訴と応訴に当たる。

第九十四条 合弁企業は、その全資産をもってその債務に対する責任を負う。合弁企業が債務を弁済した後の残余財産は、合弁の各当事者の出資比率に従って分配する。但し、合弁企業の協議書、契約書、定款に別途定めがある場合を除く。

合弁企業が解散する際に、その純資産又は残余財産から企業の未分配利益、各基金及び清算費用を控除した後の残額のうち、払込資本を超える部分は清算所得とみなし、法により所得税を納付しなければならない。

第九十五条 合弁企業の清算業務終了後、清算委員会が清算終了報告書を提出し、董事会会議で採択された後、審査許可機関に報告し、かつ登記・管理機関で登記抹消手続を行い、営業許可書を返納する。

第九十六条 合弁企業の解散後、各帳簿及び書類は元の中国側合弁当事者が保存しなければならない。

第十五章 紛争の解決

第九十七条 合弁企業の協議書、契約書、定款の解釈又は履行にあたり、合弁の各当事者間に紛争が生じた場合、可能な限り友好的な協議又は調停を通じて解決しなければならない。協議又は調停を経ても解決できない場合、仲裁又は司法で解決する。

第九十八条 合弁の各当事者は、仲裁に関する書面協議に基づき、中国の仲裁機関で仲裁することもできれば、他の仲裁機関で仲裁することもできる。

第九十九条 合弁の各当事者間に仲裁に関する書面協議がない場合、紛争が生じたいずれの当事者も法により人民法院に提訴することができる。

第一百条 紛争解決期間中、紛争事項を除き、合弁の各当事者は合弁企業の協議書、契約書、定款に定める他の各条項を引き続き履行しなければならない。

第十六章 付則

第一百一条 合弁企業の外国籍従業員及び香港・マカオの従業員（その家族を含む）は日常的に中国を出入国する必要がある場合、中国の査証主管機関は手続を簡素化し、便宜を与えることができる。

第一百二条 合弁企業の中国人従業員は、業務上の必要により視察、商談、学習又は研修のために出国（域）する場合、国の関係規定に従って出国（域）手続をとる。

第一百三条 合弁企業の外国籍従業員及び香港・マカオの従業員は、必要な交通手段及び事務用品を持ち込むことができるが、中国の税法の関係規定に従って納税する。

第一百四条 経済特区に設立される合弁企業は、法律、法規に別途定めがある場合、その規定に従う。

第一百五条 本条例は公布した日から施行する。

出所：

中華人民共和国中央人民政府ウェブサイトを基に JETRO 北京事務所で日本語仮訳を作成
http://www.gov.cn/gongbao/content/2014/content_2692658.htm

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承ください。